

議案第 23 号

市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正等
について

市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する等の条例

(市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年条例
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南行徳老人いこいの家の項を削る。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とする。

(市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第 2 条 市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成
5 年条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行
する。

(1) 第 1 条中市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例第 11 条を

削り、第 1 2 条を第 1 1 条とする改正規定及び第 2 条の規定並びに次項並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 3 項の規定

公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日（市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 令和 4 年 4 月 1 日前に第 1 条の規定による改正前の市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例第 1 1 条第 4 項の規定により読み替えて適用する同条例第 4 条第 1 項の規定により指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。附則第 4 項において同じ。）の許可を受けているものは、第 1 条の規定による改正後の市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により市長の許可を受けたものとみなす。

3 附則第 1 項第 2 号に掲げる日前に南行徳老人いこいの家の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る第 1 条の規定による改正前の市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例第 1 0 条の規定による当該施設又は附属設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

（市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置）

4 令和 4 年 4 月 1 日前に第 2 条の規定による廃止前の市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第 1 1 条第 4 項の規定により読み替えて適用する第 5 条第 1 項の規定により指定管理者の承認を受け、市川市南行徳デイサービスセンターを利用した者に係る同条例第 6 条の規定による市川市南行徳デイサービスセンターの利用に係る料金を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

5 令和 4 年 4 月 1 日前に市川市南行徳デイサービスセンターの施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせた者に係る第 2 条の規定による廃止前の市川市老

人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第10条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

前期高齢者が多い本市南部の地域特性等を踏まえ、南行徳老人いこいの家及び南行徳デイサービスセンターを介護予防に取り組む施設に転換するため、これらの施設を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。